

とくしま障がい者雇用促進行動計画（第5期） （案）

（令和元年度～令和4年度）

令和元年 月
徳島県

目 次

1 計画策定の趣旨	．．．．．	1
2 目指すべき姿	．．．．．	1
3 障がい者の雇用等の現状と課題		
(1) 徳島県内の障がい者手帳交付状況	．．．．．	2
(2) 徳島県の障がい者の職業紹介状況の推移	．．．．．	5
(3) 徳島県における障がい者雇用状況の推移	．．．．．	6
(4) 法定雇用率達成企業数（事業所規模別）	．．．．．	7
(5) 障がい者雇用の課題	．．．．．	8
4 行動計画指針	．．．．．	9
5 主要施策		
(1) 企業のニーズや障がい特性に応じた多様な職業訓練等の充実	．．．．．	10
(2) 障がい特性に応じたきめ細かな就労支援の促進	．．．．．	11
(3) 障がい者雇用促進と生きがいを持って働き続けられる社会づくり	．．．．．	12
参考資料		
○ とくしま障がい者雇用促進憲章	．．．．．	13
○ 徳島県障がい者の雇用の促進等に関する条例	．．．．．	14
○ 障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例	．．．．．	17

1 計画策定の趣旨

この行動計画は、「とくしま障がい者雇用促進憲章※（平成 19 年 12 月制定）」に基づき、障がいのある人の雇用の促進を図るための計画です。

計画期間は、令和元年度～令和 4 年度の 4 年間とします。

※「とくしま障がい者雇用促進憲章」は、障がい者雇用の促進を目指す県とそれに賛同する県内の有識者、障がい者団体、経済団体等の有志で構成された「とくしま障がい者雇用促進県民会議」が、障がいのある人の「働きたい」という想いを実現するために、個人、地域、事業主及び行政が、取り組むべき指針を示したものです。

※「障がいのある人」とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」という。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいいます。

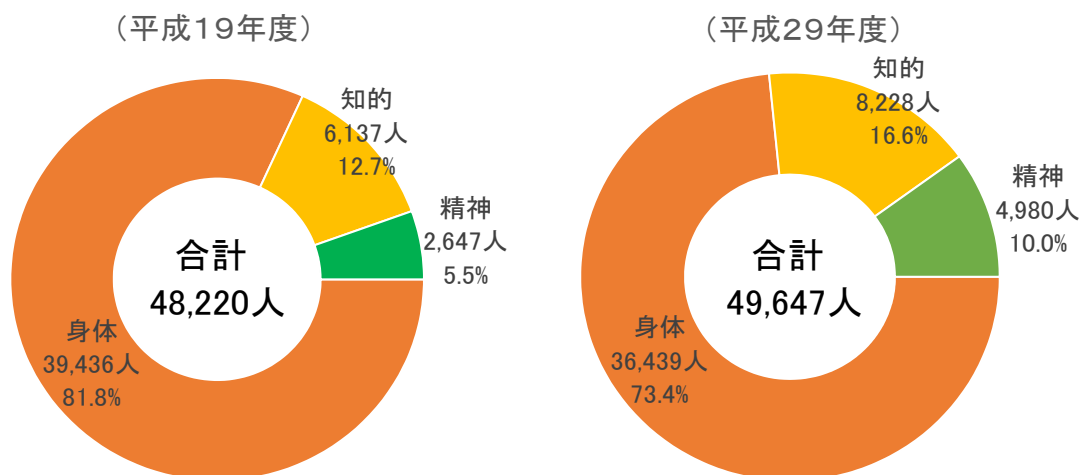
2 目指すべき姿

障がいのある人の働きたいを実現し、いきいきと働き続けることのできる社会を構築します。

3 障がい者の雇用等の現状と課題

(1) 徳島県内の障がい者手帳交付状況（身体、知的、精神）

●障がい者手帳交付者数の状況

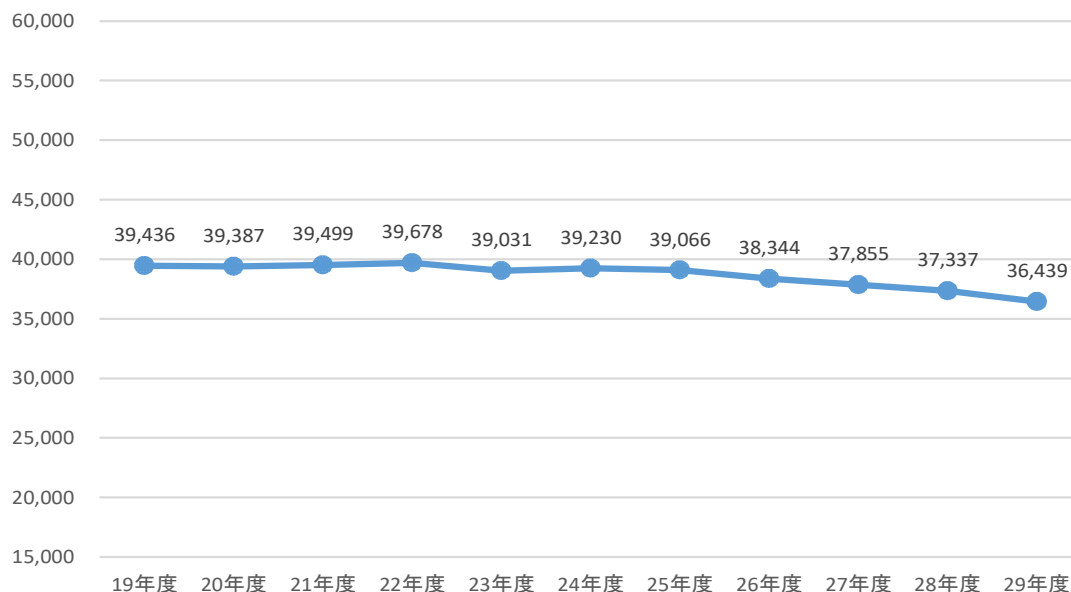


(県資料提供)

徳島県の障がい者手帳交付者数は、平成29年度で49,647人となっており、平成19年から平成29年までの10年間で1,427人、2.9%増加しています。

平成19年から平成29年までの10年間で「身体障害者手帳」所持者数は減少しているが、「療育手帳（知的障がい）」「精神障害者保健福祉手帳（精神障がい）」所持者数は増加しており、特に「精神障害者保健福祉手帳（精神障がい）」所持者数に限れば平成19年から平成29年までの10年間で2,333人の増加で約2倍となっています。

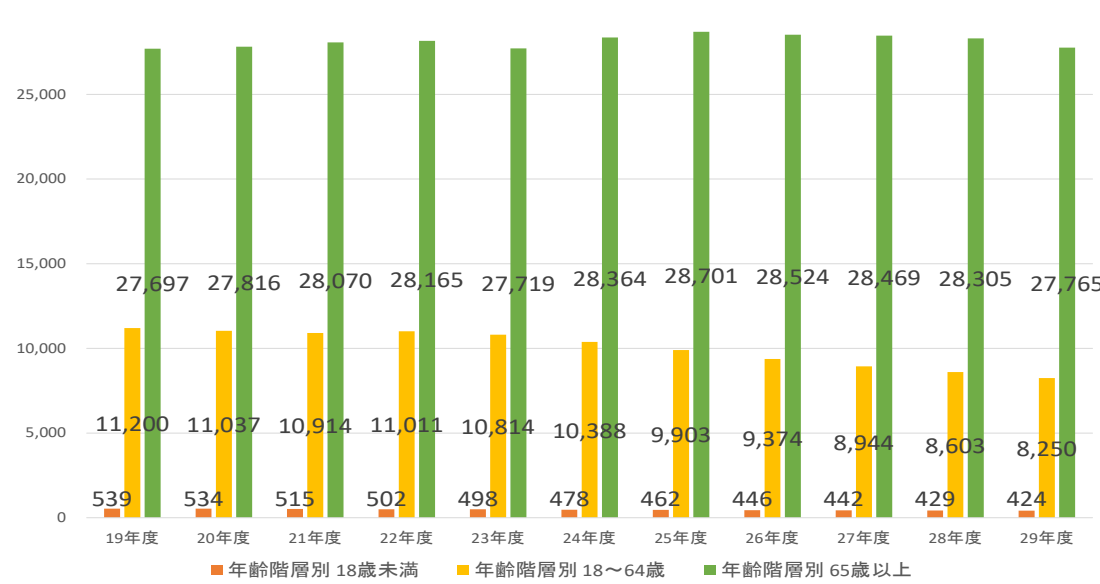
●身体障害者手帳所持者の推移



(県資料提供)

徳島県の身体障害者手帳所持者数は、平成 29 年度で 36,439 人となっており、平成 24 年度から毎年減少しています。

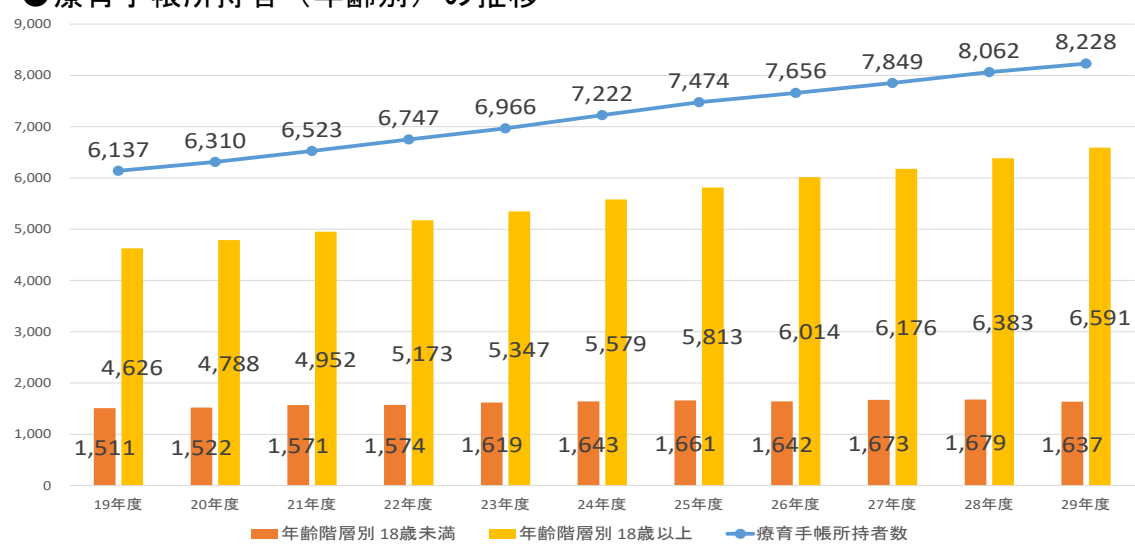
●身体障害者手帳所持者（年齢別）の推移



(県資料提供)

また、身体障害者手帳所持者数全体における「18歳未満」及び「18歳～64歳」の割合が減少しているのに対し、「65歳以上」の割合は増加しており、平成 29 年度は 27,765 人と、全体の 76.2% を占めています。

●療育手帳所持者（年齢別）の推移

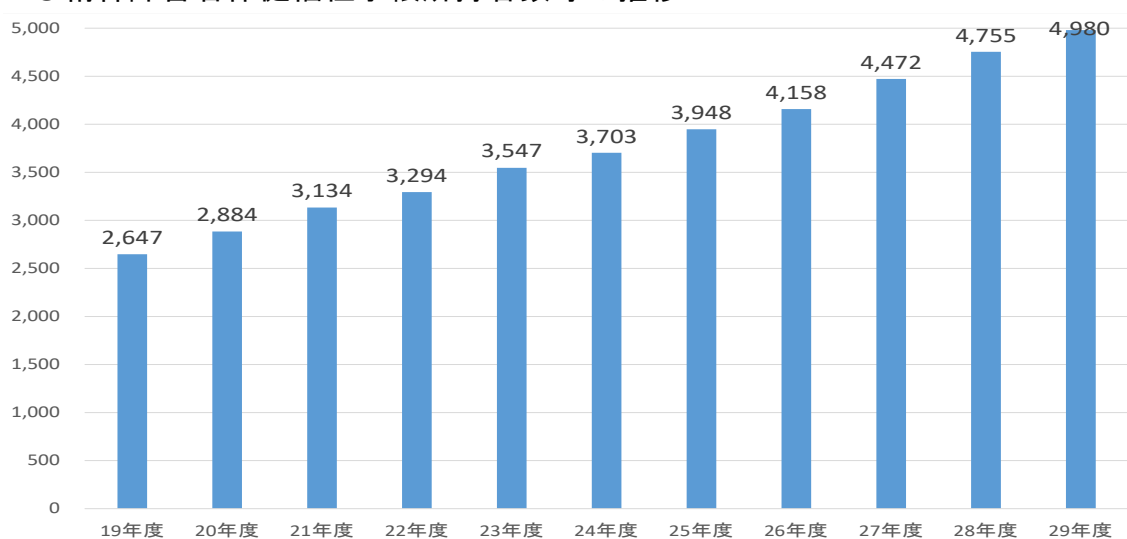


(県資料提供)

徳島県の療育手帳所持者数は、平成 29 年度で 8,228 人となっており、平成 19 年から平成 29 年までの 10 年間で 2,091 人、34.1%増加しています。

また、年齢階層別に見ると、平成 19 年から平成 29 年までの 10 年間で「18 歳未満」は 126 人、8.3%増加、「18 歳以上」は 1,965 人、42.5%増加しています。

●精神障害者保健福祉手帳所持者数等の推移



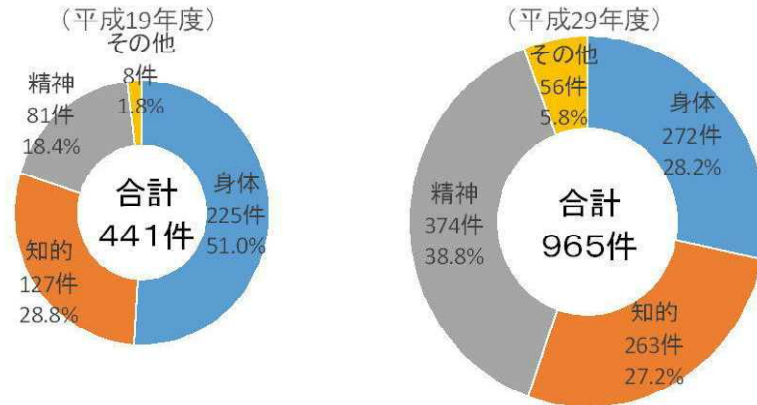
(県資料提供)

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成 29 年度で 4,980 人となっており、平成 19 年から平成 29 年までの 10 年間で 2,333 人の増加で約 2 倍となっています。

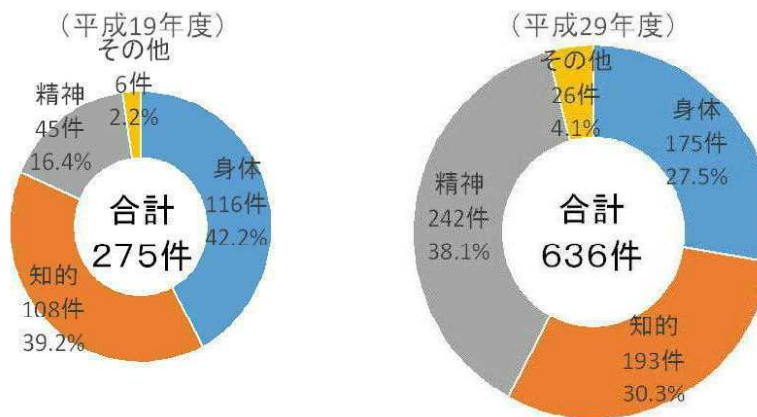
(2) 徳島県の障がい者の職業紹介状況の推移

●職業紹介の状況

新規求職申込件数



就職件数



(徳島労働局資料提供)

徳島県のハローワークを通じた障がい者の職業紹介状況は、平成29年度は、「新規求職申込件数」965件、「就職件数」636件となっており、平成19年から平成29年までの10年間で「新規求職申込件数」は約2.2倍、「就職件数」は約2.3倍となっています。

障がい種別の構成比の変化をしてみると、「新規求職申込件数」については、平成19年度は「身体障がい者」が51.0%、「精神障がい者」が18.4%であったが、平成29年度は「身体障がい者」が28.2%、「精神障がい者」が38.8%と精神障がい者の割合が最も高くなっています。「就職件数」についても同様に平成19年度には「身体障がい者」の割合が最も高かったものが、平成29年度には「精神障がい者」の割合が最も高くなっています。

(3) 徳島県における障がい者雇用状況の推移

●民間企業における障がい者の雇用数、雇用率の比較 (平成30年6月1日現在)

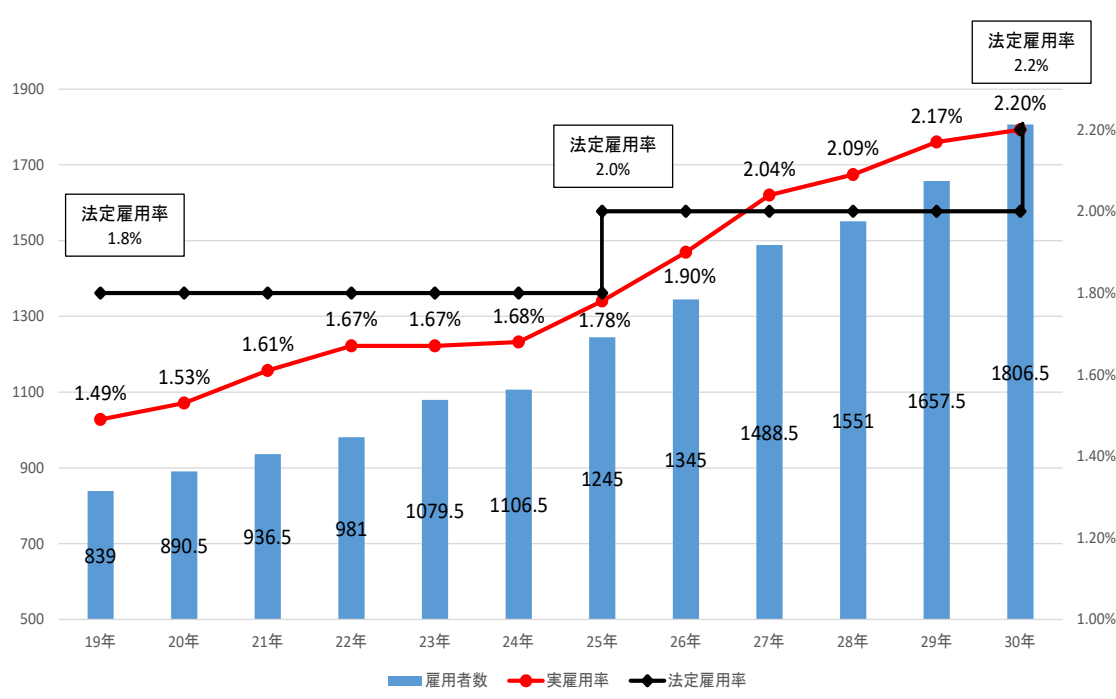
区分	全国 順位	企業数	法定雇用障 害者数の算 定基礎とな る労働者数	障がい者数	雇用率	法定雇用率 達成企業数	法定雇用 率達成企 業の割合
		企業	人	人	%	企業	%
徳島県	19 (40)	511 (333)	82,148.5 (56,280)	1,806.5 (839)	2.20 (1.49)	308 (151)	60.3 (45.3)
全 国		100,586 (71,224)	26,104,834.5 (19,504,649)	534,769.5 (302,716)	2.05 (1.55)	46,217 (31,230)	45.9 (43.8)

() 内は、平成19年6月1日現在

(徳島労働局資料提供)

●障がい者の雇用数の推移

(各年6月1日現在)



(徳島労働局資料提供)

徳島県の民間企業の障がい者雇用状況は、「雇用障がい者数」で平成30年度は1,806.5人となっており、平成19年から平成30年までの11年間で967.5人の増加で約2倍となっています。

「実雇用率」は平成30年度2.20%となっており、平成19年から平成30年までの11年間で0.71ポイント上昇しています。

注) 短時間労働者は、原則、1人を0.5人としてカウント。

重度身体障害者、重度知的障害者は1人を2人としてカウント。

短時間重度身体障害者、重度知的障害者は1人としてカウント。

(4) 法定雇用率達成企業数（事業所規模別）

●民間企業における規模別障がい者雇用状況（平成30年6月1日現在）

規 模	企業数 企業	障がい者雇用率 %	法定雇用率 達成企業の数 企業	法定雇用率 達成企業の割合 %
45.5人以上 50人未満	53	1.84	23/53	43.4
50人以上 100人未満	248 (141)	2.30 (1.65)	148/248 (66/141)	59.7 (46.8)
100人以上 300人未満	165 (155)	2.32 (1.43)	114/165 (70/155)	69.1 (45.2)
300人以上 500人未満	29 (24)	1.92 (1.53)	14/29 (12/24)	48.3 (50.0)
500人以上 1,000人未満	9 (6)	2.28 (0.99)	5/9 (0/6)	55.6 (0.0)
1,000人以上	7 (7)	2.12 (1.62)	4/7 (3/7)	57.1 (42.9)
計	511 (333)	2.20 (1.49)	308/511 (151/333)	60.3 (45.3)

()内は平成19年6月1日現在の55.5人以上企業（徳島労働局資料提供）

●法定雇用率未達成企業の状況（平成30年6月1日現在）

区分	法定雇用 率未達成 企業の数	不足数					障がい者の 数が0人で ある企業数
		0.5人又 は1人	1.5人又 は2人	2.5人又 は3人	3.5人又 は4人	4.5人以上 20人以下	
規模計	203 (100%)	153 (75.4%)	29 (14.3%)	11 (5.4%)	3 (1.5%)	7 (3.5%)	135 (66.5%)
45.5人以上 50人未満	30 (14.8%)	30 (14.8%)					30 (14.8%)
50人以上 100人未満	100 (49.3%)	96 (47.3%)	4 (2.0%)				92 (45.3%)
100人以上 300人未満	51 (25.1%)	22 (10.8%)	22 (10.8%)	6 (3.0%)		1 (0.5%)	13 (6.4%)
300人以上 500人未満	15 (7.4%)	2 (1.0%)	2 (1.0%)	5 (2.5%)	2 (1.0%)	4 (2.0%)	0 (0%)
500人以上 1,000人未満	4 (2.0%)	1 (0.5%)	1 (0.5%)		1 (0.5%)	1 (0.5%)	0 (0%)
1,000人以上	3 (1.5%)	2 (1.0%)				1 (0.5%)	0 (0%)

()内は階級内における構成比（徳島労働局資料提供）

徳島県内の民間企業における規模別障がい者雇用状況を見ると、法定雇用率未達成企業の中で300人未満規模の企業が大半を占めています。

平成30年度の法定雇用率未達成企業は203社。うち、不足数が0.5人又は1人の企業（1人不足企業）は153社で、法定雇用率未達成企業全体の75.4%を占めています。

また、障がい者を1人も雇用していない企業は135社で、法定雇用率未達成企業全体の66.5%を占めています。

(5) 障がい者雇用の課題

- ① 障がいのある人の自立や社会参加のためには、雇用・就業の推進は不可欠です。

障がいのある人の就労については、時間や場所にとらわれない働き方の創出や個性と能力に応じた業務の提供など、障がいのある人が希望や能力、適性を十分に活かし障がい特性等に応じて活躍でき、障がいのある人と共に働くことが当たり前の社会の実現に向けた取組を推進することが重要です。こうした取組は、労働者のそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する「働き方改革」の主要な柱のひとつです。

- ② 「共生社会の実現」の理念の下、障がい者雇用に社会全体で取り組むため、障害者雇用率制度が設けられ、事業主には障害者雇用率達成義務を課しています。現在の法定雇用率は令和3年4月までに引き上げられることとなっており、より一層雇用の促進を図り、障がいのある人が活躍できる場の拡大に努める必要があります。

- ③ 県内企業の障がい者雇用状況を見てみると、障がいのある人の雇用者数は順調に伸びており、民間企業の実雇用率が2.20%と法定雇用率以上となっています。

今後、法定雇用率の引き上げも見据えた雇用促進のためには、企業のニーズと、一般就労を希望する障がいのある人一人ひとりの障がい特性に応じたマッチングが求められており、地域における福祉施設や教育機関、労働関係機関等とのさらなる連携が必要です。

- ④ 平成30年度からは法定雇用率の算定基礎に精神障がい者が加わりました。精神障がい者の就職件数は、平成29年度で242件となっており、平成19年度の45件から5.4倍と、10年間で大きく増加していますが、その職場定着は、身体障がい者や知的障がい者と比較すると困難な傾向にあります。このため、精神障がい者の特性に応じた業務の切り出しや、事業所内における障がい特性の理解など、職場定着のための、職場ぐるみの支援が必要です。

- ⑤ 難病のある人や中途障がい者、高次脳機能障がい者においては、体力面での制約や症状の特性、通院、治療等の必要から、従来の働き方が困難となるケースが多く見られます。このことから、個々の体力や症状等に配慮しつつ、テレワークや短時間勤務等の活用により、勤務場所や勤務時間にとらわれない多様で柔軟な働き方を選択できる環境づくりが必要です。

4 行動計画指針

とくしま障がい者雇用促進行動計画は、県民、事業主及び行政等が連携・協力し、県民が一体となって、障がい者雇用の促進に向け、県民運動を展開することを目的とした「とくしま障がい者雇用促進憲章」を指針としており、憲章は、障がい者雇用を促進する原点となっている。

とくしま障がい者雇用促進憲章（一部抜粋）

（１）個人

障がいのある人が生き生きと働ける職場が広がるよう、それぞれの立場で、できることから積極的に行動しましょう。

障がいのある人は、それぞれの能力に応じた、職業的自立をめざしましょう。

（２）地域

地域みんなが交流し、障がいのある人と、ともに働き暮らせる社会をつくりましょう。

（３）事業主

障がいのある人を理解し「できないこと」よりも「できること」を大切にしましょう。

在宅勤務などの多様な働き方を推進し、「働く場」を拓きましょう。

（４）行政

雇用・教育・福祉・医療などに関わる国・県・市町村や関係機関は、連携・協力し、障がいのある人の働きやすい環境づくりに取り組むなど、「働き続けたい」を支援します。

5 主要施策

(1) 企業のニーズや障がい特性に応じた多様な職業訓練等の充実

【具体的な取組】

- ① 障がい者職業訓練事業をとおして障がいのある人の就職を促進します。
- ② 特別支援学校において、就業先に特化した技能検定を実施し、生徒の就労につなげるためのマナーや技能等を高めるとともに、「就業体験」等の実践的な教育活動の機会拡充を図ります。
- ③ 特別支援学校の生徒が、培った力や長所を生かして地域において活躍し、貢献できる活動や機会を創出し、職業観の育成を図ります。
- ④ 関係機関等との連携を推進し、障がいのある人に対して、障がい特性に応じた訓練を維持するため、実習先の拡充を図ります。
- ⑤ 職業能力の開発を促進し、技能者として社会に参加する自信と意欲を高めるとともに、広く社会の理解と認識を深めるため、全国障害者技能競技大会へ選手を派遣します。
- ⑥ 障がいのある人が公共施設において行う対面販売等の実習機会の拡大を図ります。
- ⑦ 障がいのある人が地域で暮らし、自立した生活を送るため、社会的スキルの習得機会や余暇活動支援としての交流の場を提供します。

〈主要KPI〉

成果指標	令和4年度目標	平成29年度実績
「障がい者職業訓練事業」における訓練生の就職	55%	42.9%
「とくしま特別支援学校技能検定」の受検者数(累計)	2,400人	512人
「授産製品販売機会拡大事業」における販売会の開催回数(累計)	120回	30回
施設利用者の平均月額工賃	23,700円 (令和5年度)	21,465円

(2) 障がい特性に応じたきめ細かな就労支援の促進

【具体的な取組】

- ① 障害者優先調達推進法に基づく「徳島県障がい者優先調達推進方針」を定め、障がい者就労施設からの物品等の調達の推進を図ります。
- ② 授産製品のブランド化を進め、商品力の強化を図るとともに、共同受注窓口を活用し、各施設が協働した受注体制、ネットやイベント等での販売体制、PR 戦略などを確立し、販路拡大を促進することにより、就労移行支援や就労継続支援サービス等の充実強化と障がいのある人の工賃アップを図ります。
- ③ 障がい者就労支援施設の円滑な農業参入を促進し、農福連携の更なる推進を図るため、県と民間団体からなる「農福連携推進検討会」を核として障がい者就労支援施設が提供できる労働力と農業者が求める作業とのマッチングや、農業に関する技術指導の取組を推進することにより、障がいのある人の自立と社会参加の促進を図ります。
- ④ 就労移行支援事業所等において、積極的な企業での実習や求職活動の支援（施設外支援）等の推進を図り、一般就労を促進します。
- ⑤ 障がいのある人の情報格差を解消するための機器等の給付・貸与を実施する市町村を支援します。
- ⑥ 障がいのある人やその関係者に対して、就労に向けた交流やマッチングの場を提供するとともに、特別支援学校の生徒に対しては職場実習や企業との懇談の場を設けるなど、相互理解を深める取組を推進します。
- ⑦ 県民一人ひとりが障がいについての正しい知識と理解を持ち、それぞれの特性に応じた適切な支援を提供することで、その後の就労の幅を広げられることをめざします。
- ⑧ 障がい者の雇用促進のため、各種支援制度やイベント情報など障がい者雇用に関するポータルサイト「とくしま障がい者雇用NAV I」の充実を図ります。
- ⑨ 障がい者の雇用に関する知識や経験を関係機関が相互に連携・情報共有し、支援力の向上をめざします。

〈主要KPI〉

成果指標	令和4年度目標	平成29年度実績
「授産製品販売機会拡大事業」における販売会の開催回数（累計）（再掲）	120回	30回
障がい者の就職件数	前年度以上	636件

(3) 障がい者雇用促進と生きがいを持って働き続けられる社会づくり 【具体的な取組】

- ① 事業所、関係機関で構成する障がい者雇用促進ネットワークを拡充し、地域（東部、西部、南部圏域のネットワーク）との連携や問題解決に取り組むことにより、障がいのある人の雇用を促進します。
- ② 障がい者雇用に顕著な実績をあげた企業(団体)や、職場で活躍している障がいのある人に対して、知事表彰を行うとともに、企業に対してはシンボルマークの使用による社会的貢献に対する顕彰を行います。
- ③ 法定雇用率対象外企業を含むあらゆる企業に対して、障がい者雇用に関するセミナーの実施や就労支援制度、各種助成制度などの周知を図り、活用を促進するとともに、さらなる雇用の場の確保をめざします。
- ④ 企業の障がい者雇用の取組について、関係機関と連携しながら、障がいのある人だけでなく、ともに働く従業員へも専門相談や情報提供などの支援を行います。
- ⑤ 障がいのある人が、テレワークや短時間勤務を活用するなど、「多様で柔軟な働き方」ができるよう職場の環境整備を支援します。
- ⑥ 県が率先して障がいのある人を職員に採用するとともに、合理的配慮を行います。
- ⑦ 障がいのある人のスポーツ、芸術活動等を支援することにより、社会参加や就労への意欲向上に努めます。
- ⑧ 障がい者理解に関する情報やFAQについて、ホームページ等により、広く県民に周知、広報を行い、障がい者雇用の理解と促進に努めます。
- ⑨ 外見からはわからない障がいや難病など様々な障がい等の理解を深めるためのイベント開催や機関誌の発行など、関係機関と連携し幼少年期からの理解促進に努めます。

〈主要KPI〉

成果指標	令和4年度目標	平成29年度実績
精神・発達障害者しごとサポーター養成講座の開催	3 地域／年	—
障がい者雇用優良企業表彰数（累計）	40 事業所	32 事業所
県の機関における実雇用率	2.6%	2.82(2.5)%※
県教育委員会における実雇用率	2.5%	2.17(2.4)%※
民間企業における実雇用率	2.3%	2.20(2.2)%※

※の数値は平成30.6.1実績、()内の数値は法定雇用率

とくしま障がい者雇用促進憲章

わたしたちは、働く意欲のある全ての人々が、「働く」「働き続ける」ことで幸せを得ることができる、優しく個性豊かな社会で暮らすことを願っています。

障がいのある人は、自身の障がいを乗り越えて、「働きたい」を実現するために懸命に努力していますが、「働く」ことに不安を持っている人もいます。

わたしたちは、障がいのある人を正しく理解し、「働きたい」の実現や「働く」ことへの不安の解消に向け、ともに働く仲間として積極的に応援することが大切です。

わたしたち県民は、障がいのある人の、雇用の場を確保することをめざし、全ての人々の心と力を合わせ、「働きたい」を実現することを決意し、ここに、「とくしま障がい者雇用促進憲章」を制定します。

— 障がいのある人の「働きたい」を応援しよう！—

個人

障がいのある人が生き生きと働ける職場が広がるよう、それぞれの立場で、できることから積極的に行動しましょう。

障がいのある人は、それぞれの能力に応じた、職業的自立をめざしましょう。

地域

地域のみんなが交流し、障がいのある人と、ともに働き暮らせる社会をつくりましょう。

事業主

障がいのある人を理解し、「できないこと」よりも「できること」を大切にしましょう。

在宅勤務などの多様な働き方を推進し、「働く場」を広げましょう。

行政

雇用・教育・福祉・医療などに関わる国・県・市町村や関係機関は、連携・協力し、障がいのある人の働きやすい環境づくりに取り組むなど、「働きたい」を支援します。